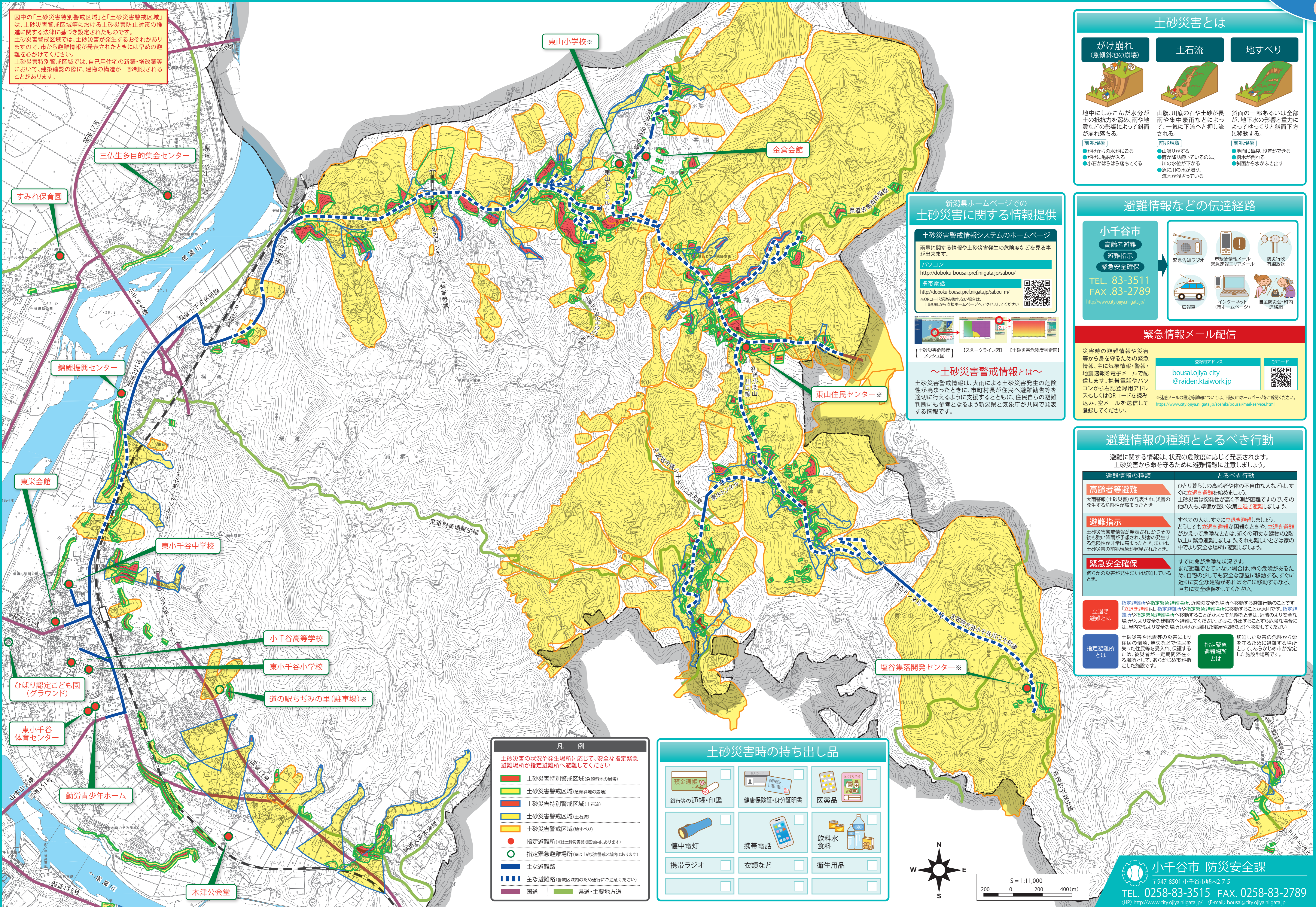


小千谷市土砂災害ハザードマップ〈東山地区〉



図中の「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき設定されたものです。土砂災害警戒区域では、土砂災害が発生するおそれがありますので、市から避難情報が発表されたときは早めの避難を心がけてください。土砂災害特別警戒区域では、自己用住宅の新築・増改築等において、建築確認の際に、建物の構造が一部制限されることがあります。

新潟県ホームページでの土砂災害に関する情報提供

新潟県ホームページでの土砂災害に関する情報提供

土砂災害警戒情報システムのホームページ
雨量に関する情報や土砂災害発生危険度などを見る事が出来ます。

パソコン
<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/>

携帯電話
http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou_mv/

※QRコードが読み取れない場合は、上記URLから直接ホームページへアクセスしてください

【土砂災害危険度】 【スネークライン図】 【土砂災害危険度判定図】

～土砂災害警戒情報は～

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長が住民へ避難勧告等を適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難判断にも参考となるよう新潟県と気象庁が共同で発表する情報です。

土砂災害とは

かけ崩れ
(急傾斜地の崩壊)

地中にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって斜面が崩れ落ちる。

前兆現象
●がけからの水がこぼる
●がけに亀裂が入る
●小石がはらはら落ちてくる

土石流

山腹、川底の石や土が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流されてくる。

前兆現象
●山鳴りがする
●雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
●急な川の水位が上がり、流木が流れている

地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する。

前兆現象
●地面に亀裂、段差ができる
●樹木が倒れる
●斜面から水がふき出す

避難情報などの伝達経路

小千谷市

高齢者避難
避難指示
緊急安全確保

TEL. 83-3511
FAX. 83-2789
<http://www.city.oijya.niigata.jp/>

緊急告知ラジオ
市緊急情報メール
緊急速報エリアメール
防災行政無線
広報車
インターネット(市ホームページ)
自主防災会・町内連絡網

緊急情報メール配信

災害時の避難情報や災害等から身を守るための緊急情報、主に気象情報・警報・地震速報を電子メールで配信します。携帯電話やパソコンから右記登録用アドレスもしくはQRコードを読み込み、空メールを送信して登録してください。

登録用アドレス
bousai@oijya-city@raiden.ktaiwork.jp

※登録メールの配信等詳細については、下記の市ホームページをご確認ください。
<https://www.city.oijya.niigata.jp/shosiki/bousai/mail-service.html>

避難情報の種類ととるべき行動

避難に関する情報は、状況の危険度に応じて発表されます。土砂災害から命を守るために避難情報に注意しましょう。

避難情報の種類	とるべき行動
高齢者等避難 大雨警報(土砂災害)が発表され、災害の発生する危険性が高まったとき。	ひとり暮らしの高齢者や体の不自由な人などは、すぐに 立退き避難 を始めましょう。土砂災害は突発性が高く予測が困難なため、その他の人も、準備が整い次第 立退き避難 しましょう。
避難指示 土砂災害警戒情報が発表され、かつその後も強い降雨が予想され、災害の発生する危険性が非常に高まったとき。または、土砂災害の前兆現象が発見されたとき。	すべての人は、すぐに 立退き避難 しましょう。どうしても 立退き避難 が困難なときや、 立退き避難 ができて危険なときは、近くの頑丈な建物の2階以上に 緊急避難 しましょう。それも難しいときは家中より安全な場所に避難しましょう。
緊急安全確保 何らかの災害が発生または切迫しているとき。	すでに命が危険な状況です。また避難できていない場合は、命の危険があるため、自宅の少しでも安全な部屋に移動する。すぐに近くに安全な建物があればそこに移動する。すぐに安全確保をしてください。
立退き避難とは	指定避難所や指定緊急避難場所、近隣の安全な場所へ移動する避難行動のことです。「立退き避難」は、指定避難所や指定緊急避難場所へ移動することが原則です。指定避難所や指定緊急避難場所へ移動することがかかっている危険なときは、近隣のより安全な場所や、より安全な建物等へ避難してください。さらに、外出することすら危険な場合には、屋内でもより安全な場所(がけから離れた部屋や2階など)へ移動してください。
指定避難所とは	土砂災害や地震等の災害により住居の倒壊、焼失などで住居を失った住民等を受け入れ、保護するため、被災者が一定期間滞在する場所として、あらかじめ市が指定した施設です。
指定緊急避難場所とは	切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設や場所です。

凡例

土砂災害の状況や発生場所に応じて、安全な指定緊急避難場所が指定避難所へ避難してください

- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- 土砂災害警戒区域(土石流)
- 土砂災害警戒区域(地すべり)
- 指定避難所(※は土砂災害警戒区域内にあります)
- 指定緊急避難場所(※は土砂災害警戒区域内にあります)
- 主な避難路
- 主な避難路(警戒区域内のため通行にご注意ください)
- 国道
- 県道・主要地方道

土砂災害時の持ち出し品

現金通帳	健康保険証・身分証明書	医薬品
銀行等の通帳・印鑑		
懐中電灯	携帯電話	飲料水 食料
携帯ラジオ	衣類など	衛生用品

北 南 西 東

S = 1:11,000

0 200 400(m)

小千谷市 防災安全課

〒947-8501 小千谷市城内2-7-5
TEL. 0258-83-3515 FAX. 0258-83-2789
(HP) <http://www.city.oijya.niigata.jp/> (E-mail) bousai@city.oijya.niigata.jp